

海外で有効な医療を受けるには

株式会社ウェルビー マーケティング ジャパン
営業本部長 **津枝克典**
Katsunori Tsueda

多国籍展開している企業が行うべき海外駐在員の医療に関する対応は、大きく2つに分けられる。①危機管理としての生死に関わる緊急医療の場合や感染症のパンデミック等への対応と、②かぜ・胃腸炎のような日常の医療や健康診断への対応だ。前者の場合については現地で実際にどのようなことが起こるのかを想定し、日頃から準備をしておくことが重要だが、残念ながら適切な準備をされている企業がほとんど見受けられないというのが実情である。また後者の場合は、多くの企業で増大する医療費が近年の課題となっている。まずは緊急医療の場合について詳しく触れていきたい。

身近にある緊急医療の可能性

海外で日本人が毎年どのくらい死亡しているかご存知だろうか？ 外務省の2014年の海外邦人援護統計(外務省領事局海外邦人安全課)を見ると全世界の邦人死亡者数は522人で、その内訳は傷病405人、自殺47人、交通機関事故26人、レジャー・スポーツ事故24人などとなっている(表)。地域別に見ると全体の65%がアジア諸国で発生しており、この地域での危機管理が重要であることが分かる。

重要なことは、現実には起きるということを前提に日常から対処法を準備しておき、実際に発生した際の初動を早く行うということだ。緊

急医療の場合は初動が結果に大きく影響するが、海外では日本と違いいろいろなハードルがある。

緊急時考慮すべき3つの観点

第一は病院の選定だ。緊急医療が必要な場合には飲酒や運動が関わっていることが多く、また夜間や休日も多い。発生した時間帯に対応できる病院を、診療科目、設備、医療水準、距離、搬送方法等を考慮して決定しなければならない。先進国の場合は救急車を呼ぶことで適切な病院が選定できるが、アジア諸国の多くでは医療レベルや受診環境を考慮した病院を自ら選定する必要がある。情報を入手して速やかに病院の選定を行うということが第一のハードルである。

第二は保証金だ。海外の場合多くの国で医療費を前金制にしており、入院や手術の場合は、一定の保証金を要求される。保証金の立て替え払いを医療アシスタンス会社に任せているとよく耳にするが、多くのアジア諸国では医療アシスタンス会社でも対応が難しいのが実情だ。緊急の場合は病院の救急診療での受診となるが、一般的に医療アシスタンス会社が対応できるのは日本人が利用するVIP外来や日本人窓口に限られ、救急診療の場合はサービスの対象外となっていることが多いためである。救急診療の場合の保証金支払いにも対応できるようにする